

ろう者の言語的権利を制度的に保障する際の課題

クワク・ジョンナン(立命館大学生存学研究センター)連絡先: kwak0806@gmail.com

1. 背景と目的

背景: 2013年に、韓国の国会において、「韓国手話言語基本法案」、「手話基本法案」、「韓国手話法案」、「手話言語およびろう文化基本法案」が提出されている。

特色: ろう者社会を中心に速やかな立法推進が要求されている。なお、手話の「言語性」を強調するため、「手話」という呼称をめぐる議論がある。法案の内容が異なっていることについては、それほど議論されていない(これについては別稿を用意している)。一方、日本においても、「手話言語法」の制定が進められている。

本稿では、比較の視点から、日本におけるろう者の言語的権利をめぐる議論を検討する。

具体的には、①「日本手話」と「日本語対应手話(手指日本語とも呼ばれる)」の区別をめぐる議論を検討、②日本の手話言語法において手話がどのように定義され、分類されているかを確認、③それをめぐる言説(認識の違い)を確認、する。

2. 「日本手話」と「日本語対应手話」の区別をめぐって

◆日本手話に対する認知

1995年、「Dプロ」というろう者と聴者による組織のリーダー的存在である木村春美と市田泰弘による「ろう文化宣言」の発表以後、日本手話に対する認知が広がる。「ろう者とは、日本語という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である(木村・市田1995→2000:8)」
Dプロは、「日本手話」を「日本語とは異なる言語体系をもつ」と定義し、日本語対应手話を「日本手話の単語を借りて日本語の言語構造にあわせて表現するもの」と定義し区別している(木村2011:16、20)。

◆ろう児の「人権救済申立」

2003年5月27日に、全国各地のろう児とその親107人が、日本弁護士連合会(以下、日弁連とする)に人権救済申立を行った。
申立の概要は「日本手話で教育を受けたい」、「日本手話のできる先生を配置してほしい」というものであった(小島・全国ろう児をもつ親の会編2004:3)。

この申立に対して、全国47都道府県に傘下団体を擁する日本最大のろう者当事者団体である全日本ろうあ連盟(以下、ろうあ連盟とする)が異見を示し、ろうあ連盟の見解を支持する署名を集めた(脇中2009:57-60)。

◆全日本ろうあ連盟の「人権救済申立に対する見解」の一部

・言語の理論的研究としての区分はあり得ますが、現実のろう者のコミュニケーションとしては、手話はさまざまな形で使用され、安易に二分できません。
・手話を、ろう者の現実のコミュニケーションから離して、抽象的・理念的定義に無理に当てはめ二分してしまう考え方は、ろう者の現実を無理に分類することであり、結果としてろう者を分裂させる恐れを孕んでいます。万が一、コミュニケーション方法の優劣を論じることにつながると、逆に人権侵害につながる恐れなしとしません。
・連盟はもっと広い意味での手話の導入と、児童・生徒間での手話による自由なコミュニケーションの保障を全国のろう学校で実現させることが、現時点における全国共通の目標になるものと考えます(財団法人全日本ろうあ連盟2003年10月17日、脇中2009:57-8)。

◆「日本手話」と「日本語対应手話」については、その区別や呼称をめぐって様々な立場があり、議論が続いている。

3. 手話言語法の位置づけと定義

◆背景: ①障害者権利条約批准のための国内法整備の必要性 ②改正障害者基本法に基づいた法整備 ③ろう教育における手話の言語としての認知(財団法人全日本聾唖連盟2012:2-5)

◆手話言語法をめぐる流れ

・2011年、日本ろうあ連盟を中心に「手話言語法(仮称)制定推進事業」スタート
・2012年4月9日、ろうあ連盟ホームページに手話言語法案を掲載
・2013年10月8日、鳥取県(とっとりけん)手話言語条例が可決
・2014年3月24日、三重県(みえけん)松阪市(まつさかし)「手と手でハートをつなぐ手話条例」が可決
・2014年6月20日、佐賀県(さがけん)嬉野(うれしの)市「心の架け橋手話言語条例」が可決
・2014年9月19日、北海道 鹿追町(しかおいちよう)「手話に関する基本条例」が可決

全国を巡回して、手話言語法(仮称)フォーラム・手話言語法イベントを開催中。パンフレット、報告書などを制作・宣伝。[ろうあ連盟]http://www.jfd.or.jp/sgh

◆手話言語法の主たる対象は、ろう者である(*「情報・コミュニケーション法(仮称)」)

◆手話言語法を通じて、「手話」を「言語」として保障することの意味? 手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る(財団法人全日本聾唖連盟2012:5)

◆手話言語法の構成と定義

・構成: 総則、手話言語の獲得及び習得、手話の使用、手話通訳制度、手話審議会等、雑則

(目的)第1条 この法律は、日本手話言語(以下「手話」という。)を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)第2条 この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう(同上:12)。

ろう者の定義や「日本語対应手話」について、言及されてない

* 2012年に「情報・コミュニケーション法(仮称)」の骨格に関する提言を発表。「情報・コミュニケーション法(仮称)」の対象者【2. 定義の(1)】この法律に定める「障害者」とは、聴覚、視覚、音声機能等の身体障害(盲ろうを含む)、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、難病その他の心身の機能の障害、あるいはこれらが重複している障害(以下「障害」と総称する)があるものであって、障害及び社会的障壁により、話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知することに困難があり、音声や文字等による情報にアクセスできない、又はコミュニケーション手段を選択できないため、日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者をいう。2012/01/27版 [ろうあ連盟] http://www.jfd.or.jp/2012/01/18/pid786

4. 手話をめぐる認識の違い

◆「座談会 ろう者の文化・言語の位置づけ」から

“震災後の官房長官の談話に手話通訳がついたといってもその通訳を見て、実際に日本手話を母語とする人が、なんだかよくわからない、わかるためにはその通訳のことばをもう一度頭の中で翻訳しないとわからない、というような状況があるわけですね(佐々木2012:294)”。

“言語の定義を具体的に記述した言語法を見たことがありません。ほとんどが抽象的な記述になっています。(中略)日本で進めようと思っている手話言語法の手話の定義は、ろう者が表現している言語という書き方になるのではないかと考えています。首相の記者会見に手話通訳がついたが、その通訳を見ても意味がわからない、手話を見てもわからないという声が多くありました。(中略)そういうときに何を言うべきかと言うと、通訳がうまくないと言えいいわけです(末森2012:295-296)”。

◆「日本語と日本手話が混ざった手指日本語が「手話」と認識され、その陰で、手話としての文法を持ったろう者の手話(日本語)は、肩身の狭い思いをすることになるのではないかと懸念から、手話言語法に反対する人々もいる」(渋谷2012:336)

5. むすびにかえて

日本の手話言語条例をめぐる動きは、手話言語法の制定に向けた足場づくりとなっている。また、手話言語法の制定とともに提起されている「情報・コミュニケーション法(仮称)」をめぐる取り組みは、言語権の概念を広げ、多様なコミュニケーション・モードをもつ障害者のコミュニケーション権の保障に重要な役割を果たすだろう。ただ、日本の手話言語法制定に向けた取り組みでは、「日本手話」と「日本語対应手話」の違い、ならびにそれをめぐる議論を見落としている傾向がある。ろう者コミュニティが内包する言語的多様性を認め、「違いを違いとして」とらえるためには、まずコミュニティ内部における(手話に対する)「認識の違い」と向き合う必要がある。手話言語法の制定という結果だけが重要なのではない。その過程における、より一層の、開かれたかたちでの議論が重要な意味をもつ。

参考文献

・木村晴美(きむら はるみ)・市田泰弘(いちだ やすひろ)1995→2000「ろう文化宣言」現代思想編集部編2000『ろう文化』青土社:8-17
・木村晴美(きむら はるみ)2011『日本手話と日本語対应手話(手指日本語)間にある「深い谷」』生活書院
・小島勇(こじま いさむ)・全国ろう児をもつ親の会編2004『ろう教育と言語権』明石書店
・財団法人全日本聾唖連盟2012『手話言語法(仮称)制定推進事業』報告書』
・渋谷智子(しぶや ともこ)2012『バイモダル・バイリンガリズム』『ことばと社会』14:330-338
・久松三二(ひさまつ みつじ)・川島清(かわしま きよし)・末森明夫(すえもり あきお)・田中慎也(たなか しんや)・佐々木倫子(ささき みちこ)2012『座談会 ろう者の文化・言語の位置づけ』佐々木倫子編『ろう者から見た「多文化共生」』ココ出版:286-314
・脇中起余子(わきなか きよこ)2009『聴覚障害教育これまでとこれから』北大路書房